

介護保険財政安定化基金

1 設置根拠等

(1) 設置根拠

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第147条第1項

(2) 設置目的及び基金事業

保険者の介護保険財政の安定化に資することを目的として、保険者の保険財政に赤字が生じたときに、次により交付又は貸付けの事業を行う。

- ①交付…赤字の原因が保険料収納額が見込額より不足するものであるとき（法147条第1項第1号。ただし、交付は計画期間（3年間）の最終年度においてのみ行う）
- ②貸付け…赤字の原因が給付費の増大によるものであるとき（同項第2号）

(3) 基金の財源

国 1/3、県 1/3、保険者 1/3

(4) 基金積立額の算定方法

○基金積立額 = $\frac{\text{各保険者の拠出金合計額}}{3} \times 3$
(法第147条5項)。

○各保険者の拠出金 = $\frac{\text{各保険者の標準給付費等見込額}}{3} \times \text{安定化基金拠出率 (0.1\%)}$

安定化基金拠出率は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第12条第1項第1号により、厚生労働大臣の定める率（0.1%）を標準として条例で定めることとされており、福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成12年福岡県条例第20号。以下「条例」という。）第2条において0.1%と定めている。

2 平成18年度における運用実績等

平成18年度は、新規積立額として計画どおり858,614,079円を積み立て、また、第1期及び第2期計画期間における財政安定化基金からの貸付償還金等として1,923,105,333円を積み立てた。年度中の運用益は約2,515万円であった。また合併市町村から495,641,000円の繰上償還があった。

平成18年度は第3期計画期間の初年度に当たり、保険者からの貸付の申請はなく、基金からの取り崩しは生じなかった。

	前年度末残高 A	新規積立額 (運用益除く) B	財政安定化 基金償還金等 C	年度中の 運用益 D	年度中の 取崩額 E	年度末現在高 F(=A+B+C+D-E)
平成18年度	2,245,165,105円	858,614,079円	2,418,746,333円	25,145,341円	0円	5,547,670,858円

(1) 平成 18 年度の運用益内容 (関連：D)

運用益発生日	運用金額(元金)	運用方法	運用期間	運用益
平成 18 年 6 月 30 日	2,245,165,105 円	(一括運用配分)	平成 18 年 3 月 31 日 ～平成 18 年 6 月 30 日	2,274,815 円
平成 18 年 9 月 29 日	2,247,439,920 円	(一括運用配分)	平成 18 年 6 月 30 日 ～平成 18 年 9 月 29 日	2,532,230 円
平成 18 年 12 月 28 日	5,348,068,562 円	(一括運用配分)	平成 18 年 9 月 29 日 ～平成 18 年 12 月 28 日	3,608,140 円
平成 19 年 3 月 30 日	5,530,940,702 円	(一括運用配分)	平成 18 年 12 月 28 日 ～平成 19 年 3 月 30 日	16,730,156 円
合 計				25,145,341 円

3 第 3 期計画期間における積立額及び財源内訳 (運用益を除く。)

	合計 (積立額)	国	県	保険者 (拠出金)
平成 18 年度	858,614,079 円	286,198,176 円	286,211,210 円	286,204,693 円
平成 19 年度	858,584,766 円	286,198,176 円	286,191,668 円	286,194,922 円
平成 20 年度	858,584,739 円	286,198,176 円	286,191,650 円	286,194,913 円
合 計	2,575,783,584 円	858,594,528 円	858,594,528 円	858,594,528 円